

雇用保険の電子申請をご検討されている事業主の皆様へ

～雇用保険電子申請アドバイザーのご案内～

雇用保険関係手続きは、ハローワークの窓口に書類を提出する方法に加えて、インターネットによる電子申請で行うことが可能です。

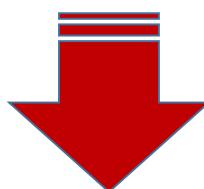
なお、令和2年4月から、資本金が1億円を超える法人等は、電子申請が義務化されました。

雇用保険の電子申請とは

インターネットを用いて雇用保険の各種手続きを行うことで、総務省が運営する政府のポータルサイト（e-Gov）を通じて、手続きを行うことになります。

電子申請のメリット

- *24時間、365日いつでも申請が可能です。
- *時間やコストの削減になります。
- *個人情報の持ち運びが不要となります。



「雇用保険電子申請アドバイザー」に相談を!!

佐賀労働局では、社会保険労務士の資格を持った「雇用保険電子申請アドバイザー」を配置し、電子申請の具体的な手続きなど、電子申請に関する説明・相談、体験入力(デモンストレーション)を行っています。

また、事業所への訪問による、相談等も承っています。

雇用保険電子申請アドバイザーの配置箇所

ハローワーク佐賀 3階 適用課

〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15

電話番号 (0952)41-9307 (適用課直通)



佐賀労働局・ハローワーク

(R0208 佐賀)